

給実甲第1244号

平成30年2月1日

人事院事務総長

平成26年改正法附則第7条の規定による俸給が支給されなくなる
ことに伴う職員に対する通知について（通知）

標記について、下記のとおり定めたので通知します。

記

平成30年3月31日に一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成26年法律第105号）附則第7条の規定による俸給の支給を受けていた職員に対しては、同条の規定による俸給が支給されないこととなった旨を同年4月1日に人事異動通知書又はこれに代わる文書（以下「通知書等」という。）により通知するものとする。ただし、通知書等の交付によらないことを適当と認める場合には、適当な方法をもって通知書等の交付に代えることができる。

なお、通知書等の記入に当たっての参考例を示せば、次のとおりである。

平成30年4月1日 平成26年法律第105号附則第7条の規定による俸給
は支給されないこととなった

以 上